

令和4年9月11日
環 境 課

「給餌により生活環境に悪影響が生じている状態」の発生を防止するための対応について(案)

1 経緯

区は、環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関し、区、区民等、事業者、地域活動団体及び関係行政機関の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、快適な生活環境を確保することを目的に「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（以下「環境美化条例」といいます。）を制定し、様々な施策に取り組んでいます。

しかし、給餌により集まるハト等のフン、鳴き声等の被害等への対応については、環境美化条例に具体的な禁止事項が規定されていないことから、事案発生の際は、注意喚起のみに留まり、解決に相当の時間を要していました。

特に、令和2年度、3年度に芝浦港南地区で発生した大量の給餌及び残さの放置は、周辺建物へのフン被害、衛生環境の悪化等、生活環境に甚大な悪影響を生じさせ、注意喚起では状況の改善が見られなかったことから、地域住民、警察等から法的根拠に基づいた迅速かつ効果的な対応を求める声が寄せられました。

これらを踏まえ、「給餌により生活環境に悪影響が生じている状態」の発生を防止するため、以下の通りの対応を実施します。

2 区の対応

(1) 事前周知、啓発に係る取組の強化

「給餌により生活環境に悪影響が生じている状態」の発生を防止するため、区有施設等でのポスター等の掲出や、広報みなど、区ホームページ等で周知、啓発します。

また、町会・自治会等と連携、協力し、周知、啓発の強化を図ります。

(2) 事案目撃、発見時に係る注意喚起の実施

職員による注意喚起のほか、平時から区内を巡回している巡回指導業務の委託事業者に対しても、当該事案を目撃、発見した際には、注意喚起（声かけ）を実施します。

(3) 明確な根拠に基づく指導

環境美化条例において、「給餌等により生活環境に悪影響を生じさせること」を禁止事項として明記し、違反者に対しては、環境美化条例の指導、勧告等の規定を適用します。

※ 上記禁止事項は、「給餌行為」を禁止するものではなく、「給餌等により生活環境に悪影響を生じさせること」を禁止するものであり、給餌の片付け、ふんの清掃等が適切に管理されている地域猫の活動等について禁止するものではありません。

3 効果

事前周知、啓発による「事案を発生させない環境づくり」を推進するとともに、事案発生時には、環境美化条例に基づく啓発、指導等が行えるようになり、事案発生への抑制、迅速な解決につなげることが可能となります。

4 今後のスケジュール

令和4年9月11日～10月11日	パブリックコメント
11月	令和4年第4回港区議会定例会へ条例改正案の提出
令和5年4月1日	改正環境美化条例施行